

はじめに

大阪府においては、保護を必要とする女性への支援事業である、売春防止法等に基づく「婦人保護事業」として、主に、DVや家庭内で暴力を受けるなどの暴力被害女性、生活困窮の状況にあり地域生活が困難となった女性等を対象に、実施機関である大阪府女性相談センター（婦人相談所）、大阪府立女性自立支援センター（婦人保護施設）、婦人相談員が支援しています。また、市町村においては、生活保護やひとり親家庭支援、女性相談の窓口があり、施設では、児童福祉法に基づく母子生活支援施設や、生活保護法に基づく救護施設においても女性への保護や支援が行われている状況です。

大阪府女性相談センター及び大阪府子ども家庭センター、市町村における相談件数は年々増加しています。しかし、「子どもの貧困」とともに、若年女性をはじめとする「女性の貧困」が社会問題になっているにもかかわらず、大阪府女性相談センターの一時保護件数や、大阪府立女性自立支援センターの入所者数は減少傾向にあります。また、ひとり親家庭の厳しい状況が注目される中、児童福祉施設である母子生活支援施設の入所者数も減少傾向を示しています。

こうした現状をふまえ、大阪府では「保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているのか」という課題認識のもと、市町村における相談支援状況や各施設の利用者の実態調査を実施しました。お忙しい中、本調査にご協力いただいた、市町村や各施設の方々には感謝申し上げます。

調査結果より、女性の支援ニーズ、府と市町村の役割分担や連携体制上の課題が明らかになりました。委員がそれぞれの専門の立場で課題解決のために意見や提案を行い、本報告書にまとめました。

婦人保護事業の根拠法令である売春防止法が制定されて今年で 61 年、女性を取り巻く環境は大きく変わりましたが、社会構造的な問題は何ら変わっていません。今年度、国において、婦人保護事業の見直しに向けた実態調査が実施されております。

本報告書が、女性支援保護に関する法制度や国事業の変革の一助となることを期待します。

平成 30 年 3 月

大阪府社会福祉審議会新たな課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会